

## 1 測定方法等

- (1) 「取扱説明書」をよくお読みになり、測定を初めてください。測定は、電源をONにしてから35秒経つと測定値が表示されますが、60秒以上経ってから表示される値を読んでください。なお、測定器は、ビニールから取り出さずそのままご使用ください（万一、対象物に付けてしまった場合、別のビニール袋に入れてご使用ください）。
- (2) 測定する高さは、空間放射線では1mを基本としますが、側溝、吹き溜まり等の局所を測るときは、対象物から5cm程度離して測定してください。
- (3) 雨天の場合は、測定器が濡れないように注意してください。雨天時は測定値が高くなる傾向があり、正確な計測ができません。できるだけ別の日に御予約をとってください。



測定器はビニールに入れて御使用ください

## 2 御使用に当たっての注意事項

- (1) 測定器の貸出しを受けた方は、次のことは行わないでください。
  - ア 他人の敷地内を無断で測定する行為
  - イ 営利目的の行為
  - ウ 第三者に対する転貸、譲渡等
- (2) 虚偽その他の不正手段により測定器の貸出しを受けた場合は、貸出期間内であっても測定器の返納を求めることがあります。
- (3) 測定器を破損又は紛失等した場合は、修理又は相当と認める額を弁償していただくことがあります。

## 3 再測定

測定器の返却時に、「放射線測定結果報告書」をご提出ください。本市の基準値は、毎時0.19マイクロシーベルトです。基準を超えた値があった場合は、厚木市（生活環境課）が再測定します。

市の基準値を超えた場合は、原則として除染を行っていただきます。

問い合わせ先：厚木市環境農政部生活環境課  
225-2752（直通）

【裏面は除染マニュアル】

# 除染マニュアル

## 1 除染の概要

- (1) 除染作業は、原則として敷地等の所有者又は管理者が行います。
- (2) 除去した放射性物質は、敷地内に仮置するものとし、敷地外へは持ち出せません。

## 2 除染作業

- (1) 除染する場合、放射性物質を敷地内に埋める方法を原則とします。
- (2) 除染作業に当たっては、長そで、長ズボン、マスク、ゴム手袋を着用し、直接、対象物に触れないようにしてください。放射性物質を二重のビニール袋等に入れ、遮水できるシート等で覆って漏れ出さないようにしてください。
- (3) 庭等にある程度の深さの穴を掘って、放射性物質を埋めて、覆土してください（覆土は5 cmで51%、10 cmで74%、30 cmで98%減ずる効果があるとされています）。
- (4) 風の強い日や、子供のいる場所では除染しないでください。
- (5) 今後、処理ができる場合を考え、放射性物質を埋めた（保管した）場所が分かるように、しるし等を付けてください。
- (6) 手洗い・うがい・シャワーを浴びるなどして汚れを落とすとともに、靴底を洗って、作業でついた泥を落としてください。



## 3 除染後の確認

- (1) 除染が終了した後、厚木市に除染後の測定を依頼してください。
- (2) 厚木市は、放射性物質が埋められた場所及び除染した場所について測定を行い、基準値以下であることを確認し、終了となります。

問い合わせ先：厚木市環境農政部生活環境課  
225-2752（直通）

【裏面は測定マニュアル】